

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 1 8 号

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(川崎市事務分掌規則の一部改正)

第1条 川崎市事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条総務企画局の表中

「

| | |
|-------|--|
| 統計情報課 | |
|-------|--|

」

を

「

| | |
|-------|--|
| 統計情報課 | |
| 共創推進室 | |

」

に改め、同条経済労働局の表中「労働雇用部」を「労働・人材支援部」に改

め、同条建設緑政局の表中

「

| |
|---------------|
| グリーンコミュニティ推進室 |
| 緑化フェア推進室 |

」

を

「

| |
|---------------|
| グリーンコミュニティ推進室 |
|---------------|

」

に改める。

第2条の表シティプロモーション推進室の部中第4号を削り、第5号を第

4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同表都市政策部の部中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同部の次に次の1部を加える。

共創推進室

- (1) 官民連携の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進に関すること。

第2条の表コンプライアンス推進・行政情報管理部の部中

「(3) 行政手続法に基づく手続の総括に関すること。

(4) 行政不服審査に関すること。

(5) 行政不服審査会に関すること。

(6) 監査委員との連絡調整に関すること。」

を

「(3) 職員に対するカスタマーハラスメント対策に関すること。

(4) 行政手続法に基づく手続の総括に関すること。

(5) 行政不服審査に関すること。

(6) 行政不服審査会に関すること。

(7) 監査委員との連絡調整に関すること。」

に改め、同表人事部の部共済課の項中第2号を削り、同表行政改革マネジメント推進室の部第10号中「非常勤嘱託職員等」を「会計年度任用職員等」に改める。

第3条の表中

「 財政部 」

を

「 財政部

- (1) ふるさと納税に関すること。

(2) 寄附受納の総括に関すること。

(3) 寄附の受納に関すること（他の所管に属するものを除く。）。」

に改め、同表財政部の部庶務課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同部資金課の項第6号中「ふるさと納税」を「交通安全対策特別交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、市町村移譲事務交付金、市町村自治基盤強化総合補助金及び市町村事業推進交付金」に改める。

第5条の表観光・地域活力推進部の部中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) プレミアムデジタル商品券に関すること。

第5条の表労働雇用部の部中「労働雇用部」を「労働・人材支援部」に改め、同部第3号中「雇用対策」を「人材の確保、定着及び育成並びに就業支援」に改め、同部第5号中「及び生産性向上」を削る。

第7条の表地域包括ケア推進室の部第5号を次のように改める。

(5) 介護保険法に基づくサービス・活動事業に関すること（市民主体によるサービス・活動及び短期集中予防サービスに係るものに限る。）。

第7条の表障害保健福祉部の部障害者施設指導課の項第5号中「、三田福祉ホーム」を削り、同表保健医療政策部の部保健医療政策課の項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 歯科保健医療の企画、調整及び推進に関すること。

第7条の表保健医療政策部の部健康増進課の項第9号を削り、同項第10号中「国民健康保険法に基づく」を「国民健康保険及び後期高齢者医療に係る」に、「医療保険課」を「他」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第11号及び第12号を削り、第13号を第10号とし、同部環境保健・アレルギー疾患対策課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4

号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) アレルギー疾患対策事業に関すること。

第8条の表総務部の部中

「(1) 保健及び福祉に係る危機管理(局の所管に属するものに限る。)に関すること。

(2) 児童福祉法等に係る指導監査(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(3) 社会福祉法人(他の所管に属するものを除く。)の認可に関すること。

(4) 社会福祉連携推進法人(他の所管に属するものを除く。)の認定等に関すること。」

を

「(1) 児童福祉法等に係る指導監査(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(2) 社会福祉法人(他の所管に属するものを除く。)の認可に関すること。

(3) 社会福祉連携推進法人(他の所管に属するものを除く。)の認定等に関すること。」

に改め、同部庶務課の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 保健及び福祉に係る危機管理(局の所管に属するものに限る。)に関すること。

第8条の表保育・幼児教育部の部保育対策課の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 子ども・子育て支援法の施行(乳児等支援給付認定に係るものに限る)

。) に関すること。

第9条の表市街地整備部の部地域整備推進課の項第3号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同部防災まちづくり推進課の項第2号を削り、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を次のように改め、同号を同項第5号とする。

(6) マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項第1号に基づく要除却等認定に関すること。

第9条の表住宅政策部の部住宅整備推進課の項第5号中「管理運営」の次に「及び再生」を、「こと」の次に「(地域整備推進課、防災まちづくり推進課、建築管理課及び建築指導課の所管に属するものを除く。)」を加え、同表指導部の部建築管理課の項第2号中「(道路の位置の指定に係る証明を除く。)」を削り、同項第11号を次のように改める。

(11) マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく要除却等認定(防災まちづくり推進課の所管に属するものを除く。)に関すること。

第9条の表指導部の部建築指導課の項第3号を次のように改める。

(3) マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく容積率又は各部分の高さの特例許可に関すること。

第9条の表指導部の部建築審査課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第10条の表中

「(1) 道路、河川、公園、緑地等に係る危機管理(他の所管に属するものを除く。)に関すること。」

を

「(1) 道路、河川、公園、緑地等に係る危機管理(他の所管に属するも

のを除く。) に関すること。

(2) みどりの将来像に関すること。 」

に改め、同表総務部の部企画課の項に次の1号を加える。

(10) 雨水対策検討委員会に関すること。

第10条の表緑化フェア推進室の部を削る。

(川崎市事業所事務分掌規則の一部改正)

第2条 川崎市事業所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「振興係」

を

「経営支援係」

に、

「経営支援係」

を

「管理係」

に改める。

第3条の表都市農業振興センターの部農業振興課の項第5号を削り、同項第6号中「及び畜産関係団体」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同部農地課の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 森林に関すること。

第3条の表農業技術支援センターの項第3号中「農業振興課振興係」を「農業振興課経営支援係」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 畜産関係団体との連絡調整に関すること。

第3条の表処理センターの項に次の1号を加える。

(12) 廃棄物処理事業用施設の保全等に関する事(橋処理センターに限る。)

(川崎市保健所事務分掌規則の一部改正)

第3条 川崎市保健所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表保健医療政策課の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 歯科保健医療の企画、調整及び推進に関する事。

第3条第1項の表健康増進課の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同表環境保健・アレルギー疾患対策課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) アレルギー疾患対策事業に関する事。

第3条第1項の表地域包括ケア推進室の項第4号を次のように改める。

(4) 介護保険法に基づくサービス・活動事業に関する事(市民主体によるサービス・活動及び短期集中予防サービスに係るものに限る。)

(川崎市児童相談所事務分掌規則の一部改正)

第4条 川崎市児童相談所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「心理支援第2係」

を

「心理支援第2係

心理支援第3係」

に改める。

(川崎市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第5条 川崎市区役所等事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「中原区役所及び高津区役所を除く」を「川崎区役所、幸区役所及び宮前区役所に限る」に改める。

第2条第1項の表まちづくり推進部の部中

「(1)生涯学習と市民活動との連携に関する事(中原区役所及び高津区役所に限る。)

(2)市民館に関する事(中原区役所及び高津区役所に限る。)

(3)市民館分館に関する事(高津区役所に限る。)

(4)図書館分館の施設及び設備の維持管理に関する事(高津区役所に限る。)

(5)大山街道ふるさと館に関する事(高津区役所に限る。)

を

「(1)生涯学習と市民活動との連携に関する事(川崎区役所、幸区役所及び宮前区役所を除く。)

(2)市民館に関する事(川崎区役所、幸区役所及び宮前区役所を除く。)

(3)市民館分館に関する事(高津区役所及び麻生区役所に限る。)

。

(4)図書館の施設及び設備の維持管理に関する事(多摩区役所及び麻生区役所に限る。)

(5)図書館分館の施設及び設備の維持管理に関する事(高津区役所に限る。)

(6)大山街道ふるさと館に関する事(高津区役所に限る。)

に改め、同部生涯学習支援課の項第4号中「及び多摩区役所」を削る。

(川崎市公印規則の一部改正)

第6条 川崎市公印規則(昭和39年川崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1 専用公印の表中

「

| | | | | | | |
|---|---|-----|----|---|--|---|
| 2 | 国民健康保険、介護保険、自立支援給付、住民基本台帳事務及び身体障害者手帳等専用市印 | れい書 | 方6 | 国民健康保険標準負担額減額認定証、障害児通所受給者証、障害児入所受給者証、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳並びに介護保険事務専用 | 区役所区民サービス部区民サービス部保険年金課長及び区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齡・障害課長 | 区役所区民サービス部区民課、区役所区民サービス部保険年金課及び区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齡・障害課 |
|---|---|-----|----|---|--|---|

」

を

「

| | | | | | | |
|---|----------------------------------|-----|----|---|---|---|
| 2 | 国民健康保険、介護保険、自立支援給付及び身体障害者手帳等専用市印 | れい書 | 方6 | 国民健康保険標準負担額減額認定証、障害児通所受給者証、障害児入所受給者証、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳並びに介護保険事務専用 | 区役所区民サービス部保険年金課長及び区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齡・障害課長 | 区役所区民サービス部保険年金課及び区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齡・障害課 |
|---|----------------------------------|-----|----|---|---|---|

」

に、

| | | | | | | | | |
|---|----------|----------------------|---------|-----|-----------------|-----------------|----------------|---|
| 「 | 26 の2 | 勤労者福祉 共済専用市 長印 | てん 書 | 方21 | 勤労者福祉共 済所掌事務 | 経済労働局労 働雇用部長 | 経済労働局 労働雇用部 | 」 |
|---|----------|----------------------|---------|-----|-----------------|-----------------|----------------|---|

を

| | | | | | | | | |
|---|----------|----------------------|---------|-----|-----------------|------------------------|-----------------------|---|
| 「 | 26 の2 | 勤労者福祉 共済専用市 長印 | てん 書 | 方21 | 勤労者福祉共 済所掌事務 | 経済労働局労 働・人材支援 部長 | 経済労働局 労働・人材 支援部 | 」 |
|---|----------|----------------------|---------|-----|-----------------|------------------------|-----------------------|---|

に、

| | | | | | | | | |
|---|----|---------------------|---|-----|----------------|-------------------------------------|---------------------------------------|---|
| 「 | 47 | 建築開発証 明専用市長 印 | ” | 方21 | 建築開発関係 証明専用 | まちづくり局 指導部建築管 理課長及び建 築審査課長 | まちづくり 局指導部建 築管理課及 び建築審査 課 | 」 |
|---|----|---------------------|---|-----|----------------|-------------------------------------|---------------------------------------|---|

を

| | | | | | | | | |
|---|----|---------------------|---|-----|----------------|-------------------------|------------------------|---|
| 「 | 47 | 建築開発証 明専用市長 印 | ” | 方21 | 建築開発関係 証明専用 | まちづくり局 指導部建築管 理課長 | まちづくり 局指導部建 築管理課 | 」 |
|---|----|---------------------|---|-----|----------------|-------------------------|------------------------|---|

に改める。

(川崎市物品会計規則の一部改正)

第7条 川崎市物品会計規則（昭和39年川崎市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

| | |
|-----------|-------------|
| 教育環境整備推進室 | 庶務を担当する担当課長 |
| 健康給食推進室 | 庶務を担当する担当課長 |
| 総合教育センター | 総務室長 |

」

を

「

| | |
|----------------------------------|-------------|
| 地域教育推進室 | 庶務を担当する担当課長 |
| 教育環境整備推進室 | 庶務を担当する担当課長 |
| 健康給食推進室 | 庶務を担当する担当課長 |
| 総合教育センター（情報 ・視聴覚センターを除く 。） | 総務室長 |
| 情報・視聴覚センター | 室長 |

」

に改める。

別表第3中

「

| | |
|-----------|--|
| 教育環境整備推進室 | |
| 健康給食推進室 | |
| 総合教育センター | |

」

を

「

| | |
|---------|--|
| 地域教育推進室 | |
|---------|--|

教育環境整備推進室
健康給食推進室
総合教育センター（情報・
視聴覚センターを除く。）
情報・視聴覚センター

」

に改める。

（地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正）

第8条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和42年川崎市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

経営戦略・危機管理室の経営戦略担当の担当係長及び行政改革推進担当の担当係長

」

を

「

経営戦略室の経営戦略担当の担当係長及び行政改革推進担当の担当係長

」

に、

「

財務課の水道財務担当の担当係長及び下水道財務担当の担当係長

」

を

「

財務課の財務第1担当の担当係長及び財務第2担当の担当係長

」

に改める。

別表第2中

「

庶務課の庶務係長、職員係長及び担当係長（労務担当）

経営企画課の企画担当の担当係長

」

を

「

庶務課の庶務係長及び労務厚生担当の担当係長

職員課の人事サービス担当の担当係長及び採用育成担当の担当係長

経営企画課の企画担当の担当係長、経営計画担当の担当係長及び事業

改革推進担当の担当係長

」

に改める。

別表第3中

「

総務部庶務課の庶務人事係長及び労務厚生係長

」

を

「

総務部庶務課の人事係長及び労務厚生係長

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。